



平成 26 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 全 国 保 証 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 川 英 治
(コード番号：7164 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 青 木 裕 一
経 営 企 画 部 長
TEL：03-3270-2302

取締役の株式報酬型ストック・オプションに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 19 日開催の取締役会において、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成 26 年 6 月 20 日開催予定の第 34 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下同様です。）の長期的な企業価値向上への動機付けをより明確にすること、また、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを目的として、取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプションを新たに導入することといたしました。

2. 内容

(1) 株式報酬型のストック・オプションの導入

当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）制度を導入し、年額 92 百万円を上限として割り当てます。

当社取締役に対する報酬の総額は、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 26 回定時株主総会で承認された取締役の報酬額（月額 50 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等についての議案が当社第 34 回定時株主総会において承認されることを条件とします。

(2) 株式報酬型のストック・オプションの内容

①新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数は、5,200 個を 1 年間の上限とします。新株予約権の目的となる株式の種類及び数は当社普通株式 52,000 株を 1 年間の上限とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は 10 株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日とします。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については、発行の都度、当社取締役会において決定するものとします。

⑦その他の新株予約権の内容等

上記の詳細及びその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

以 上